

# 韓国の自殺予防法

海外立法情報課 藤原 夏人

## 【目次】

はじめに

I 自殺予防法制定の背景

II 自殺予防法の概要

おわりに

翻訳：自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律

## はじめに

韓国では近年、急激に自殺者数が増加しており、大きな社会問題となっている。2000年には6,460人であった自殺者数は、2003年に1万人を突破して10,932人となり、2009年には15,413人に達した<sup>(1)</sup>。人口10万人当たりの自殺率では、2000年の13.6人から2009年の31.0人へと著しい増加を示している。2011年9月に公表された最も新しい「死亡原因統計」においても、2010年の自殺者数が15,566人（男10,329人、女5,237人）、自殺率が31.2人（男41.4人、女21.0人）であったことが明らかとなり、前年より増加していることが確認された。国際比較においても、韓国の自殺率はOECD加盟国中、際立って高い（表参照）。

2010年の死因別では、悪性新生物（癌）、脳血管疾患、心疾患に続き、自殺が第4位を占

めており、10代から30代の死因の1位、40代から50代の死因の2位が自殺である。それより上の年齢層では、60代で4位、70代で6位、80代以上で9位と順位は後退するものの、自殺率は逆に60代で52.7人、70代で83.5人、80代以上では123.3人と上昇しており、高齢者の自殺率が最も高い。

2011年3月30日、韓国において、自殺対策の根拠法となる「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律」（以下「自殺予防法」という。）が制定された。平成18年（2006年）に制定された我が国の「自殺対策基本法<sup>(2)</sup>」（平成18年法律第85号）に相当する法律である。自殺対策基本法制定後も自殺者数が3万人を上回る水準で高止まりを続けている我が国にとって、今後の韓国の取組みは参考となるであろう。本稿では自殺予防法制定の背景、同法の概要を紹介し、末尾に同法的全訳を付す。

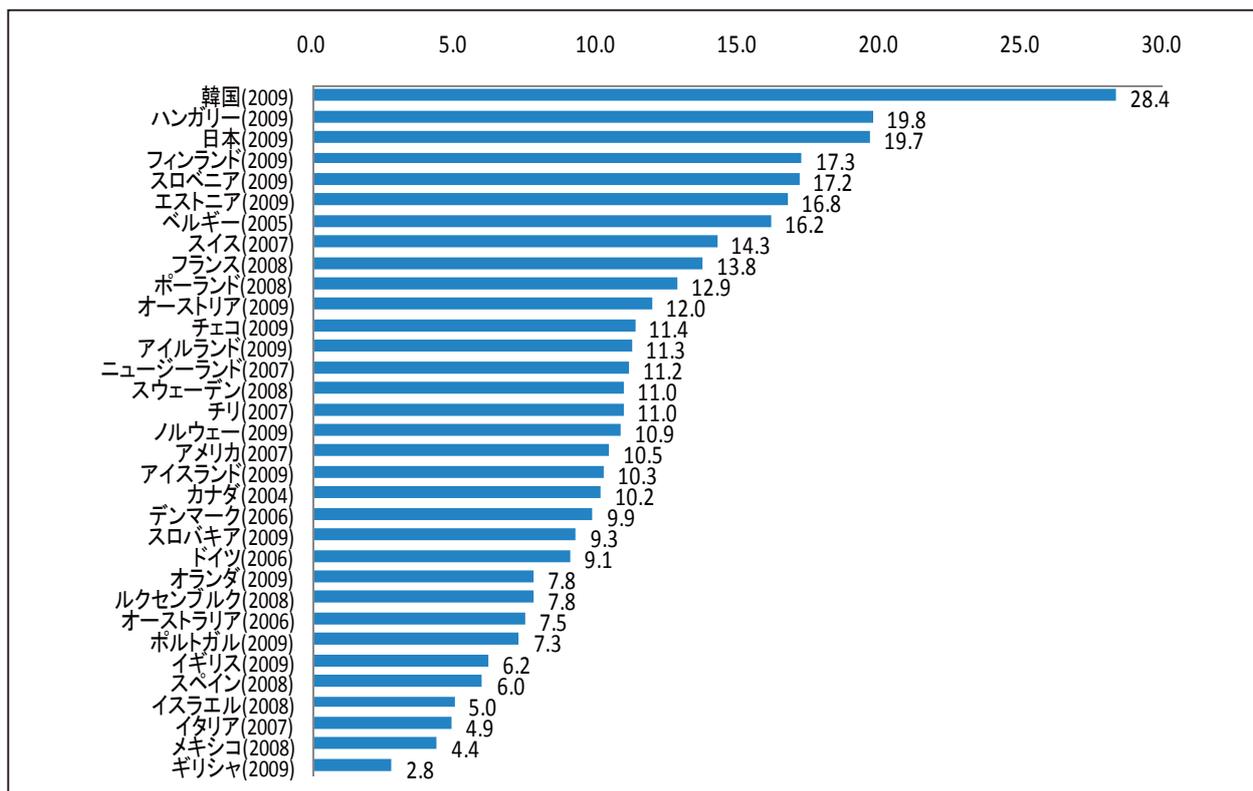
## I 自殺予防法制定の背景

急激に上昇した自殺率を下げるため、韓国政府は2004年の「自殺予防5か年基本計画」に基づき、翌2005年に「自殺予防5か年基本計画細部推進計画」を策定し、人口10万人当たりの自殺率を2010年に18.2人まで下げること

(1) 後述するように、韓国の自殺統計には統計庁の「死亡原因統計」と警察庁の「警察庁犯罪統計」が存在するが、ここでの数値は「死亡原因統計」による。最新の「死亡原因統計」については、統計庁「2010年死亡原因統計結果」『報道資料』2011.9.8. <[http://kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/2/1/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=250282&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=](http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=250282&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=)>を参照。以後、インターネット情報は、すべて10月5日現在である。

(2) 自殺対策基本法の制定過程については、亀田進久「自殺と法—自殺対策基本法の成立を中心に—」『レファレンス』677号、2007.6、pp.7-29. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200706\\_677/067701.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200706_677/067701.pdf)>を参照。

表 OECD 諸国の自殺率



(注) OECD 標準人口 10 万人当たりの自殺率。国によって比較年度が異なる (2004 年～2009 年)。  
 (出典) OECD Health Data 2011 を基に筆者作成。

を目標に据えた<sup>(3)</sup>。しかし、自殺対策の中心を、精神疾患を患っている個人に置いたため、社会的な関心を喚起することに失敗した上、絶対的な予算不足等が重なり、成果を挙げることが出来なかった<sup>(4)</sup>。2006 年に国会に発議されていた

「自殺予防法案<sup>(5)</sup>」も、2008 年の第 17 代国会の閉会と共に廃案となった。

成果を挙げられなかった 5 か年計画の反省を踏まえ、2008 年 12 月に策定されたのが、「第 2 次自殺予防総合対策(2009～2013)<sup>(6)</sup>」(以下「総

(3) 保健福祉部「自殺予防 5 か年総合対策配布」『事前情報公表資料』2005.9.23. <[http://www.mw.go.kr/front/jb/sjb030303vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=03&MENU\\_ID=03030303&page=1&BOARD\\_ID=1003&BOARD\\_FLAG=02&CONT\\_SEQ=35174&SEARCHKEY=CONTENT&SEARCHVALUE=자살예방&SCH\\_SILKUK\\_ID=&SCH\\_DEPT\\_ID=&CREATE\\_DATE1=&CREATE\\_DATE2=](http://www.mw.go.kr/front/jb/sjb030303vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=03030303&page=1&BOARD_ID=1003&BOARD_FLAG=02&CONT_SEQ=35174&SEARCHKEY=CONTENT&SEARCHVALUE=자살예방&SCH_SILKUK_ID=&SCH_DEPT_ID=&CREATE_DATE1=&CREATE_DATE2=)> 柳秀鉉(姜仙兒ほか訳)「韓国の精神保健福祉現場における自殺の予防的アプローチ」『コミュニティー福祉学部紀要』10号, 2008.3, pp.117-127; 本橋豊ほか「地域における自殺対策の新展開—自殺は予防できる(10)韓国の自殺対策」『公衆衛生』73(1), 2009.1, pp71-74 においても、同計画が取り上げられている。

(4) 韓国国会立法調査処「自殺予防対策の問題点と改善課題」『懸案報告書』117号, 2011.3.15, pp.19-21. <[http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=02&invest\\_id=000000012939&baseURL=/publication/board?div=10^type=02](http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=10&type=02&invest_id=000000012939&baseURL=/publication/board?div=10^type=02)>

(5) 「자살예방법안」(自殺予防法案) <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=036897](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=036897)>  
 韓国の法令、国会に提出された法律案、法律案の検討報告書及び審査報告書、国会会議録等は、韓国国会の「国会情報システム」<[http://www.assembly.go.kr/renew10/info/inf/infosystem\\_list.jsp](http://www.assembly.go.kr/renew10/info/inf/infosystem_list.jsp)> による。以下同じ。

(6) 保健福祉部「第 2 次自殺予防総合対策(2009～2013)」『事前情報公表資料』2009.9.18. <[http://www.mw.go.kr/front/jb/sjb030303vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=03&MENU\\_ID=03030303&page=1&BOARD\\_ID=1003&BOARD\\_FLAG=02&CONT\\_SEQ=220034&SEARCHKEY=CONTENT&SEARCHVALUE=자살예방&SCH\\_SILKUK\\_ID=&SCH\\_DEPT\\_ID=&CREATE\\_DATE1=&CREATE\\_DATE2=](http://www.mw.go.kr/front/jb/sjb030303vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=03030303&page=1&BOARD_ID=1003&BOARD_FLAG=02&CONT_SEQ=220034&SEARCHKEY=CONTENT&SEARCHVALUE=자살예방&SCH_SILKUK_ID=&SCH_DEPT_ID=&CREATE_DATE1=&CREATE_DATE2=)>

合対策」という。)である。総合対策では、2013年までに人口10万人当たりの自殺率を20人未満に抑える「ビジョン2013」を掲げ、10大課題として、①自殺に対する国民の認識を改善する、②自殺の危険に対する個人及び社会的対応力を強化する、③確実な自殺の方法及び手段に対するアクセスを減少させる、④自殺に対するマスメディアの責任を強化する、⑤自殺高危険群(精神疾患を患っている者、アルコール中毒者、過去に自殺未遂を起こしたことのある者等)に対する精神保健サービスを強化する、⑥地域社会基盤の多様な自殺予防のための人材の教育システムを強化する、⑦自殺予防のための法及び制度的基盤を作る、⑧自殺予防サービス提供のためのインフラ構築を適正化する、⑨自殺予防のための研究及び監視システムを構築する、⑩根拠に基づいた自殺予防政策を開発する、を打ち出した。自殺予防対策のための法的基盤の整備が総合対策に含まれたことにより、「自殺予防法」の制定も、政府の重点推進目標として位置づけられた<sup>(7)</sup>。

同時期の国会においても、2008年9月、急激な自殺率の上昇を背景に、「性別、年齢別、階層別、動機別等、多角的かつ政府横断的な事前予防施策及び生命尊重文化醸成のための対策を、法律に明文化することにより、大切な国民

の生命を守り、社会経済的な損失を防ぐ」ことを目的として、「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための特別法案<sup>(8)</sup>」(ハンナラ党イム・ドゥソン議員代表発議)が発議された。それに引き続き、2009年3月には「自殺予防法案<sup>(9)</sup>」(民主党カン・チャンイル議員代表発議)が、2010年11月には「自殺予防対策法案<sup>(10)</sup>」(ハンナラ党ユン・ソクヨン議員代表発議)がそれぞれ発議された。政府の主務官庁である保健福祉部も交えた国会審議の過程で、この3法案が統合され、2010年12月2日に保健福祉委員会代案として「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律案<sup>(11)</sup>」が再度提案された。その後、修正を経て、同法案は2011年3月11日の本会議で可決され、同月30日に公布された。これが今回制定された自殺予防法である。

なお、法律の題名に関して、自殺予防法の基となった3つの法案の中で、「生命尊重文化醸成」の文言が題名に含まれていたのはイム・ドゥソン議員代表発議法案のみであったが、国会審議の過程において、他の2つの法案に対して「自殺を防ぐためには、我が国に蔓延する生命軽視の風潮を正し、生命尊重の文化を醸成することが先でなければならない。従って自殺予防と関連してすでに発議されたイム・ドゥソン議員案の目的で明示されたとおり、生命尊重文化醸成

(7) 前掲注(4), pp.26-30. では、総合対策は、第1次に当たる基本計画よりは改善されたものの、各機関の連携体制の不備等、依然不十分な内容であると評価している。

(8) 「자살예방 및 생명존중문화 조성을 위한 특별법안」(自殺予防及び生命尊重文化醸成のための特別法案)〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail\\_backup20100621.jsp?bill\\_id=PRC\\_L0R8Z0H9C3J0N1E3Z5K9K1K1H3M5E2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail_backup20100621.jsp?bill_id=PRC_L0R8Z0H9C3J0N1E3Z5K9K1K1H3M5E2)〉

(9) 「자살예방법안」(自殺予防法案)〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail\\_backup20100621.jsp?bill\\_id=PRC\\_U0K9T0Y3B2V5C1T0J4F4O2C2Z0V7M5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail_backup20100621.jsp?bill_id=PRC_U0K9T0Y3B2V5C1T0J4F4O2C2Z0V7M5)〉

(10) 「자살예방대책법안」(自殺予防対策法案)〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail\\_backup20100621.jsp?bill\\_id=PRC\\_C1Q0C1P1A0D8F1T5F1M7T0C7F6K0M5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail_backup20100621.jsp?bill_id=PRC_C1Q0C1P1A0D8F1T5F1M7T0C7F6K0M5)〉

(11) 「자살예방 및 생명존중문화 조성을 위한 법률안 (대안)」(自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律案(委員会代案))〈[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_I1R0U1R1L3P0U1Y3R2Q1V2I7K3W7H7](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I1R0U1R1L3P0U1Y3R2Q1V2I7K3W7H7)〉

を追加して明示することが望ましい<sup>(12)</sup>」との意見がつけられ、最終的に委員会代案では「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律案」となった。

## II 自殺予防法の概要

自殺予防法は、全6章（本則25条及び附則1条）により構成されている。概要は以下のとおりである。

### 第1章 総則（第1条～第6条）

自殺予防法は、「自殺に対する国レベルの責務及び予防政策に関して必要な事項を規定することにより、国民の大切な生命を保護し、生命尊重文化を醸成すること」を目的としている（第1条）。自殺予防の基本政策は、①自殺の危険性のある個人を対象にし、事前予防対策に重点を置いた多角的かつ政府横断的な対策、②生命尊重文化の拡がり等による社会文化的認識の改善、の2つの柱からなっている（第2条）。

国民に対しては、自殺の危険に陥った場合は、国及び地方公共団体へ支援を要請する権利が認められると共に、国及び地方公共団体の政策に積極的に協力し、自殺の危険性のある者を発見したときは救助のための措置をとることが義務付けられた。他方、国及び地方公共団体に対しては、自殺の危険性のある者を救助するための政策を策定することが義務付けられると共に、自殺の事前予防、自殺危機への対応及び自殺又は自殺未遂後の事後対応の各段階に応じた政策を策定し、実施することが義務付けられた（第4条）。さらに、事業主に対しても、雇用し

ている勤労者の精神の健康のために必要な措置をとることが義務付けられた（第5条）。なお、政策の策定、実施等に関して、他の法律に特別の定めがない場合は、自殺予防法の定めによることとなっている（第6条）。

### 第2章 基本計画の策定等（第7条～第10条）

保健福祉部長官は、自殺予防基本計画を5年ごとに策定しなければならない（第7条）。自殺予防基本計画を審議するのは新設される「自殺予防対策委員会」とされ、当初、ユン・ソクヨン議員代表発議法案では保健福祉部長官の所轄の下に置かれ、その他2つの法案では国務総理の所轄の下に置かれるとされていた。国会審議の過程においては、新たに委員会を設置するのではなく、既存の委員会を活用する方向で調整が行われ、国民健康増進法第5条による国民健康増進政策審議委員会を活用することが決まった。基本計画は同委員会の下で自殺予防専門委員会の審議を経て策定される。

自殺予防基本計画が策定されると、保健福祉部長官、関係中央行政機関の長、広域自治体（道、特別自治道、特別市及び広域市）の長は、毎年自殺予防基本計画に基づいた自殺予防実施計画を策定し、実施しなければならない（第8条）。保健福祉部長官は広域自治体間の自殺予防実施計画の調整を行うが、広域自治体の実施計画が自殺予防基本計画及び関係中央行政機関の自殺予防実施計画に反するときは、当該広域自治体の長に変更を要求することができる（第9条）。また、保健福祉部長官、関係中央行政機関の長及び広域自治体の長は、自殺予防実施計画の策定、実施及び評価のために必要なときは、関係

(12) 「강창일의원 대표발의 자살예방법안 검토보고」(カン・チャンイル議員代表發議自殺予防法案検討報告) p.8. <<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=8112C0E1-FF5A-0159-DA1B-F69C90CAD5C8&type=1>>; 「윤석용의원 대표발의 자살예방대책법안 검토보고」(ユン・ソクヨン議員代表發議自殺予防対策法案検討報告) p.9. <<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=34183133-0644-BEE3-823B-DBDE77679336&type=1>>

中央行政機関、地方公共団体、関係公共機関その他自殺予防活動関連団体の長に関連資料の提出等、必要な協力を要請することができ、正当な理由がない限り、要請を受けた者はこれに従わなければならない（第10条）。

### 第3章 自殺予防対策等（第11条～第14条）

国及び地方公共団体は、5年ごとに自殺実態調査を実施し、その結果を発表することが義務づけられた。（第11条）。また、自殺に関する情報を収集、分析及び管理するために、国及び地方公共団体が専門の調査研究機関を運営することができることも規定された（第12条）。

韓国の自殺統計に問題があることは、すでに指摘されているところである<sup>(13)</sup>。我が国の自殺統計に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」が存在するのと同様、韓国の自殺統計においても、統計庁の「死亡原因統計」と警察庁の「警察庁犯罪統計」が存在する。両者は収集プロセスや対象範囲の違いにより、最近まで数千人単位の著しい相違を見せていた。そのため、現在でも「自殺動機の解明はおろか、自殺者数の集計すら正確性に欠ける<sup>(14)</sup>」、「基本資料である自殺死亡者統計を見ただけでも統計庁・警察庁でまちまちである<sup>(15)</sup>」と報道されることがある。これに対して統計庁は、「我が国の公式的な統計は統計庁で作成している」、「自

殺者数の差は作成目的及び集計対象の範囲が異なるためである」、「自殺統計の混乱の防止のため、2007年以降、警察庁との資料共有の強化、分類基準の一致等を進め、統計間の整合性を高めている」等の反論を行っている。ただし、「死亡原因統計」に基づいて自殺の原因を詳細に分析することは困難であることを統計庁も認めており、「『自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律』が制定されたことにより、自殺原因等、実態を把握することができる統計が作成されることを期待する」と述べている<sup>(16)</sup>。

自殺予防法には、自殺予防対策等を現場の第一線で行う「自殺予防センター」に関する規定も盛り込まれている（第13条）。保健福祉部長官は中央自殺予防センターを、広域自治体及び基礎自治体（広域自治体に含まれない市、郡及び自治区）の長は地方自殺予防センターを、それぞれ設置し、運営することができる。自殺予防センターが行う業務は、①自殺関連相談、②自殺危機に対する常時出動及び対応、③自殺未遂者の事後管理、④自殺予防の広報及び教育、⑤自殺予防に関する専門人材の養成であり、それ以外にも自殺予防のために保健福祉部長官が必要と認める業務も行うことができる。

国会審議の過程では、自殺予防センターをこれから新たに設置するのではなく、既存の組織のネットワークを活用する方向で議論が行われ

(13) 李菊姫・河西千秋「韓国の自殺の実態と背景」『自殺予防と危機介入』30巻1号, 2010.3, pp.95-96.

(14) 「[自殺を勧める社会①]「私がなぜ死んだのか…」自殺動機を聞き流す社会」『ノーカットニュース』2011.4.18. <<http://www.cbs.co.kr/nocut/Show.asp?IDX=1776457>>

(15) 「[いのちを救おう]〈2〉政府に予防意志はあるのか」『ソウル経済』2011.8.24. <<http://economy.hankooki.com/lpage/society/201108/e20110823171137117980.htm>>

(16) 統計庁の反論については、統計庁「[自殺動機聞き流す社会]（ノーカットニュース'11.04.18）報道関連」『釈明資料』2011.4.18. <[http://kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/4/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=246851&pageNo=3&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=](http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/4/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=246851&pageNo=3&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=)>; 統計庁「『命を救おう、政府に予防意志はあるのか』報道に関連した釈明資料（ソウル経済, 8.24日付）」『釈明資料』2011.8.24. <[http://kostat.go.kr/portal/korea/kor\\_nw/4/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=249895&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=](http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/4/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=249895&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=)>を参照。

た<sup>(17)</sup>。すでにいくつかの広域自治体では、広域精神保健センターに、自殺に専門的に対応する自殺予防センター（ソウル特別市）又は自殺危機対応チーム（釜山、仁川、江原、京畿）が置かれている<sup>(18)</sup>。第13条第2項では、自殺予防センターを精神保健センターに置くことができると規定されているため、これら既存の施設を活用することが可能である。また、自殺予防センターを民間に委託することも可能である。民間に委託する場合は、国及び地方公共団体はその費用を補助することができる。

ところで、第13条第4項において、国及び地方公共団体が自殺予防用緊急電話を設置し、運用しなければならないことが規定されたが、これについても、現在運用中の精神保健センターの緊急電話の活用が念頭に置かれている。

自殺の危険性のある者（自殺危険者）に対する国及び地方公共団体の責務についても規定された（第14条）。国及び地方公共団体は、精神に異常が生じたことにより自殺の危険に陥った者に対して、必要な医療的措置が適切に提供され得る環境をつくらなければならない。また、国及び地方公共団体は自殺の危険性のある者の早期発見、相談及び治療のため、必要な措置を講ずるよう努力しなければならない。ここで、末尾が「努力しなければならない」と努力義務になっているのは、国会審議の過程で、義務的

に必要な措置を講ずることにした場合、実施機関の確保が困難である等、現実的に難しいと判断されたためである<sup>(19)</sup>。

#### 第4章 生命尊重文化醸成等(第15条～第19条)

国及び地方公共団体は、自殺予防のために活動する民間団体と協力し、国民的な生命尊重文化事業を行うことができる（第15条）。その一環として、毎年9月10日を「自殺予防の日」とし、自殺予防の趣旨に合う行事、教育及び広報事業を実施するように努力しなければならない（第16条）。9月10日となった理由は、世界保健機関（WHO）の世界自殺予防デーに合わせたためである。

第17条では自殺防止及び生命尊重文化醸成のため、自殺予防の相談及び教育を実施する努力義務を、①国の機関、地方公共団体及び大統領令で定める公共機関、②老人福祉法の規定による老人福祉施設、③社会福祉事業法の規定による社会福祉施設、④その他自殺予防の相談及び教育が必要であると認められる機関及び団体で、大統領令で定めるもののそれぞれの長に課している。国会審議の過程で、対象施設に学校を明示した方がよいのではないかという問題提起がなされたが、学校は①に含まれるため、明示的に規定しなくとも支障はないとの理由により、学校は追加されなかった<sup>(20)</sup>。

(17) 「第294回国会（定期会）保健福祉委員会会議録（法案審査小委員会）（臨時会議録）第5号」p.33. <[http://likms.assembly.go.kr/kms\\_data/record/data2/294/pdf/294mbb005b.PDF](http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/294/pdf/294mbb005b.PDF)> チョン・ビョンユル保健福祉部政策疾病官は、「現在は、自殺予防センターは法的根拠がない状況で運営を行っており、これに法的根拠をつくって運営する形態になります」と答弁している。

(18) 既存の自殺予防センターの運用方法等に関しては、前掲注(12)「강창일의원 대표발의 자살예방법안 검토보고」pp.36-38.を参照。

(19) 前掲注(12)「강창일의원 대표발의 자살예방법안 검토보고」p.21；前掲注(17), pp.33-34.

さらに、国及び地方公共団体に対しては、自殺予防に関する国民の理解を助けるための教育及び広報活動の努力義務が課せられたほか（第18条）、自殺有害情報の遮断、早期発見及び迅速な対応のための自殺有害情報予防体系の構築及び運用が義務づけられた。自殺有害情報とされたのは、①集団自殺への参加者募集情報、②自殺の具体的な方法、③自殺を実行し、又は自殺へと誘導する写真又は動画、④毒劇物販売情報、⑤その他自殺を助長する情報、の5項目である。自殺を助長するとして問題となっているインターネット上の自殺関連サイト等を規制対象にしたものである。自殺有害情報に関して、イム・ドゥソン議員代表発議法案では「国及び地方公共団体は、自殺有害メディアに対するモニタリングを実施しなければならず、必要なときは是正勧告を行うことができる」という条項が含まれていたが、自律的な規制に委ねるべきメディアに対して国及び地方公共団体が是正勧告を行うことは不適切として、国会審議の過程で削られた<sup>20)</sup>。

### 第5章 補則（第20条～第24条）

国又は地方公共団体は、自殺未遂者、自殺者の家族等に対しカウンセリングによる支援を行うことができる（第20条）。国又は地方公共団体が自殺予防対策を行うに当たっては、自殺者、自殺未遂者及びその家族等、関係者の名誉を傷つけたり生活の平穏を害してはならない（第

21条）。また、国又は地方公共団体は、自殺予防等に関する専門人材の養成、確保及び資質の向上のための施策を講ずるよう努力しなければならない（第22条）。国又は地方公共団体が自殺予防事業を行う民間団体等に支援することができる規定も設けられた（第23条）。

第24条は秘密漏洩の禁止に関する条項である。保健福祉委員会が委員会代案として提案した当初の自殺予防法案には含まれていなかったが、国会審議の過程で、相談に当たる者に対して守秘義務を課すべきとの議論が提起され、追加された<sup>22)</sup>。自殺予防の職務を行っていた者又は行っている者は、職務遂行に関連して知った他人の秘密を漏洩したり公表してはならないこととなった。

### 第6章 罰則（第25条）

国会審議過程において、第24条に関連して、秘密漏洩に対する具体的な罰則の内容を規定するために追加された条項が第25条である。他法令を参考に、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処することが規定された。

### おわりに

韓国は従来の自殺対策が効果的でなかったことに対する反省を踏まえ、これまで以上の自殺対策に踏み出そうとしている。この度の自殺予防法制定も、その一環として位置づけられる。

20) 対象施設として学校を明文化することに関する国会審議については、「第298回国会（臨時会）法制司法委員会会議録第2号」pp.30-31. <[http://likms.assembly.go.kr/kms\\_data/record/data2/298/pdf/298ba0002b.PDF](http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/298/pdf/298ba0002b.PDF)> ; 「第298回国会（臨時会）法制司法委員会会議録（法案審査第2小委員会）（臨時会議録）第1号」 pp.54-55. <[http://likms.assembly.go.kr/kms\\_data/record/data2/298/pdf/298ba2001b.PDF](http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/298/pdf/298ba2001b.PDF)> を参照。2011年4月27日、第17条の対象施設に学校を明示するための「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律一部改正法律案」が国会に発議されたが、同年10月5日現在、委員会への付託は行われていない。 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_G1K1C0P4U2N7P1S6B0U7P3L7G1A3A5](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G1K1C0P4U2N7P1S6B0U7P3L7G1A3A5)>

21) 前掲注17), pp.35-37.

22) 前掲注20) 「第298回国会（臨時会）法制司法委員会会議録第2号」 pp.30-31 ; 「第298回国会（臨時会）法制司法委員会会議録（法案審査第2小委員会）（臨時会議録）第1号」 pp.54-55.

韓国政府は現在、2012年3月の自殺予防法の施行に向け、2011年中を目途に下位法令の準備を行っているところである。「自殺予防法」の制定により、自殺対策事業に対する法的根拠が与えられたことは、予算獲得を含めた今後の自殺対策事業の発展性及び継続性の面でプラスに作用するであろう。ただし、法律の制定をもって直ちに自殺率が低下すると考えられているわけではない。ハ・ギュソプ韓国自殺予防協会会

長は、「患者が急を要するのに、法案は基礎体力増進を図っている印象だ。今後施行令及び施行規則を整備する過程でこのような点を考慮されることを望む<sup>(23)</sup>」と述べている<sup>(24)</sup>。

自殺率の急増に直面している韓国が、自殺予防法制定をきっかけに、今後どのように効果的な自殺対策を行っていくのか、それと合わせて韓国の自殺率がどのように推移していくのか、我が国も関心を持って注視する必要がある。

(ふじわら なつと)

---

(23) ハ・ギュソプ『「自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律案」の成功のために』韓国国会立法調査処編『「自殺予防対策関連法」の意義及び評価分析』2010.12.8, p.77. <[http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=12&type=01&invest\\_id=000000012306&baseURL=/publication/board?div=12^type=01](http://www.nars.go.kr/publication/boardView?div=12&type=01&invest_id=000000012306&baseURL=/publication/board?div=12^type=01)>

(24) 韓国国会立法調査処の報告書においても、「法律の制定にもかかわらず、自殺死亡率に特段の変化がなかったことは、日本の「自殺対策基本法」の事例を通じて確認したところである」と指摘されている。前掲注(4), p.52.

# 自殺予防及び生命尊重文化醸成のための法律

자살예방 및 생명존중문화 조성을 위한 법률  
(制定 2011.3.30 法律第 10516 号 施行日 2012.3.31)

海外立法情報課 藤原 夏人訳

## 【目次】

第 1 章	総則
第 2 章	基本計画の策定等
第 3 章	自殺予防対策等
第 4 章	生命尊重文化の醸成等
第 5 章	補則
第 6 章	罰則
	附則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (目的)

この法律は、自殺に対する国の責務及び予防政策に関して必要な事項を規定することにより、国民の大切な生命を保護し、生命尊重文化を醸成することを目的とする。

### 第 2 条 (基本政策)

- ① 自殺予防政策は、自殺の危険に陥った個人が直面している特殊な環境を考慮し、性別、年齢別、階層別、動機別等、多角的で政府横断的な次元の事前予防対策に重点を置いて策定されなければならない。
- ② 自殺予防政策は、生命倫理意識及び生命尊重文化の普及、健康な精神及び価値観の涵養等、社会文化的認識の改善に重点を置いて策定されなければならない。

### 第 3 条 (国民の権利及び義務)

- ① 国民は、自殺の危険に陥り、又は自ら陥ったと判断するときは、国及び地方公共団体に支援を要請する権利を有する。

- ② 国民は、国及び地方公共団体が自殺予防政策を策定し、実施するに当たり、積極的に協力し、自殺をする危険性が高い者を発見したときは、救助されるよう、措置を講じなければならない。

### 第 4 条 (国及び地方公共団体の責務)

- ① 国及び地方公共団体は、自殺の危険に陥り、又は陥る可能性がある者と認められる者（以下「自殺危険者」という。）を危険から積極的に守るため、必要な政策を策定しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、自殺の事前予防、自殺発生危機に対する対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた政策を策定し、実施しなければならない。

### 第 5 条 (事業主の責務)

- ① 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺予防政策に積極的に協力しなければならない。
- ② 事業主は、雇用している勤労者の精神的な健康維持のために必要な措置を講ずるよう努力しなければならない。

### 第 6 条 (他の法律との関係)

自殺予防及びそれに関する政策の策定、実施等に関しては、他の法律に特別な定めがある場合を除き、この法律に定めるところによる。

## 第 2 章 基本計画の策定等

## 第7条（自殺予防基本計画の策定）

- ① 保健福祉部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、国民健康増進法第5条による国民健康増進政策審議委員会の中の自殺予防専門委員会の審議を経て自殺予防基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに策定しなければならない。
- ② 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
  - 1 生命尊重文化の醸成
  - 2 自殺相談マニュアルの作成及び普及
  - 3 児童、青少年、中年層、老人等、ライフサイクル別自殺予防対策
  - 4 うつ病、薬物中毒管理等の精神的健康の増進
  - 5 情報通信等の多様な媒体を利用した自殺予防体制の構築
  - 6 自殺危険者及び自殺未遂者の発見、治療及び事後管理
  - 7 自殺監視体制の構築
  - 8 自殺手段に対する統制
  - 9 自殺予防の教育及び訓練
  - 10 自殺予防に対する研究支援
  - 11 中央協力機関及び地域協力機関の指定及び運営案
  - 12 その他自殺予防対策に関連して必要な事項
- ③ 保健福祉部長官は、確定された基本計画を遅滞なく関係中央行政機関の長並びに特別市長、広域市長、道知事及び特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）に通知しなければならない。

## 第8条（年度別実施計画の策定、実施等）

- ① 保健福祉部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、毎年基本計画により自殺予防実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、実施しなければならない。

- ② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、大統領令で定めるところにより、翌年度の実施計画及び前年度の実施計画を推進した実績を、毎年保健福祉部長官に提出し、保健福祉部長官は、毎年実施計画を推進した実績を評価しなければならない。
- ③ 実施計画の策定、実施、及び推進実績の評価に関して必要な事項は、大統領令で定める。

## 第9条（市・道別実施計画の調整等）

- ① 保健福祉部長官は、基本計画に基づき、特別市、広域市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）別の実施計画を調整し、その履行状況を点検しなければならない。
- ② 保健福祉部長官は、市・道別の実施計画が、基本計画及び中央行政機関の実施計画に反するとき、当該市・道知事にこれを変更するよう要求することができる。

## 第10条（計画策定の協力）

- ① 保健福祉部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画又は実施計画の策定、実施及び評価のために必要なときは、関係中央行政機関、地方公共団体、関係公共機関その他自殺予防活動関連団体の長に関連資料の提出等、必要な協力の要請をすることができる。
- ② 第1項の規定により協力の要請を受けた者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。

## 第3章 自殺予防対策等

### 第11条（自殺実態調査）

- ① 国及び地方公共団体は、自殺の実態並びに自殺予防のためのサービスの要望及び需要を把握するため、5年ごとに自殺実態調査を実施し、その結果を発表しなければならない。

- ② 第1項に規定する自殺実態調査のために必要な事項は、大統領令で定める。

### 第12条（自殺統計分析及び情報管理体制の構築）

- ① 国及び地方公共団体は、自殺に関する情報を収集、分析及び管理するため、専門調査研究機関を指定して運営することができる。
- ② 第1項による専門調査研究機関の指定等に必要事項は、保健福祉部令で定める。

### 第13条（自殺予防センターの設置）

- ① 次の各号に掲げる業務を遂行するため、保健福祉部長官にあっては、中央自殺予防センターを、市・道知事並びに市長、郡守及び区長（自治区の区長をいう。）にあっては、地方自殺予防センター（以下総称して「自殺予防センター」という。）を設置及び運営することができる。

- 1 自殺関連相談
- 2 自殺危機に対する緊急出動及び対応
- 3 自殺未遂者の事後管理
- 4 自殺予防の広報及び教育
- 5 自殺予防の専門人材の養成
- 6 その他自殺予防のために保健福祉部長官が必要と認める業務

- ② 国及び地方公共団体は、第1項に規定する自殺予防センターを精神保健法第13条の2に規定する精神保健センターに置くことができる。
- ③ 国及び地方公共団体は、第1項に規定する自殺予防センターを大統領令で定めるところにより民間に委託することができる。この場合、国及び地方公共団体は、委託業務の遂行に要する費用を補助することができる。
- ④ 国及び地方公共団体は、随時相談を受け付けることができる自殺予防用緊急電話を設置及び運用しなければならない。

- ⑤ 第1項に規定する自殺予防センター並びに第4項に規定する緊急電話の設置及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第14条（自殺危険者支援及び精神的健康増進対策）

- ① 国及び地方公共団体は、精神的健康に異常が生じたことにより自殺の危険に陥った者に対し、必要な医療的措置が適切に提供される環境を醸成しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、自殺危険者を対象にした精神的健康の選別検査のツールを開発し、普及させなければならない。
- ③ 国及び地方公共団体は、自殺危険者の早期発見、相談及び治療のため、必要な措置を講ずるよう努力しなければならない。
- ④ 第2項に規定する選別検査並びに第3項に規定する相談及び治療に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

## 第4章 生命尊重文化の醸成等

### 第15条（生命尊重文化の醸成）

国及び地方公共団体は、生命を尊重する社会文化環境を醸成するため、自殺予防のために活動する民間団体等と協力し、国民的な生命尊重文化事業を推進することができる。

### 第16条（自殺予防の日）

- ① 自殺の危険性について啓発し、自殺予防に積極的な社会の雰囲気醸成するため、毎年9月10日を自殺予防の日とし、自殺予防の日から1週間を自殺予防週間とする。
- ② 国及び地方公共団体は、自殺予防の日の趣旨に適合する行事、教育及び広報事業を実施するよう努力しなければならない。

### 第17条（自殺予防の相談及び教育）

① 次の各号のいずれかに掲げる機関、団体及び施設の長は、自殺防止及び生命尊重文化を醸成するため、自殺予防の相談及び教育を実施することができるよう努力しなければならない。

1 国の機関、地方公共団体及び大統領令で定める公共機関

2 老人福祉法で定める老人福祉施設

3 社会福祉事業法で定める社会福祉施設

4 その他自殺予防の相談及び教育が必要であると認め、大統領令で定める機関及び団体

② 国及び地方公共団体は、第1項に規定する自殺予防の相談及び教育に必要なプログラムを開発及び普及させ、自殺予防の相談及び教育に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲内で、当該機関、団体及び施設に支援することができる。

③ 第1項に規定する自殺予防の相談及び教育並びにその方法及び内容並びに第2項に規定するプログラムの開発及び普及並びにその支援等に必要な事項は、保健福祉部令で定める。

#### 第18条（自殺予防のための広報）

国及び地方公共団体は、教育及び広報活動を通じ、自殺予防に関する国民の理解に資するため、必要な施策を講じなければならない。

#### 第19条（自殺有害情報予防体制の構築）

① 国又は地方公共団体は、次の各号に掲げる自殺有害情報の流通を遮断し、これを早期に発見し、迅速に対応するための自殺有害情報予防体制を構築及び運用しなければならない。

1 自殺同伴者の募集情報

2 自殺に対する具体的な方法の提示情報

3 自殺を実行し、又は誘導する写真又は動画情報

4 毒劇物の販売情報

5 その他自殺を助長する情報

② 第1項に規定する自殺有害情報予防体制の構築及び運営に必要な事項は、保健福祉部令で定める

### 第5章 補則

#### 第20条（自殺未遂者等に対する支援）

国又は地方公共団体は、自殺未遂者、自殺者の家族等に及ぶ深刻な心理的影響が緩和されるよう、自殺未遂者等に、心理相談及び相談治療を支援することができる。

#### 第21条（名誉及び生活の平穏に対する配慮）

国及び地方公共団体は、自殺予防対策を実施するに当たり、自殺者、自殺未遂者、その家族等の名誉及び生活の平穏を不当に侵害することがないようにしなければならない。

#### 第22条（専門人材の養成）

国及び地方公共団体は、自殺予防等に関する専門人材の養成、確保及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努力しなければならない。

#### 第23条（民間団体等の支援）

国及び地方公共団体は、自殺予防事業を遂行する団体に対し、業務遂行に必要な支援を行うことができる。

#### 第24条（秘密漏洩の禁止）

この法律の定めるところにより自殺予防の職務を遂行していた者又は遂行している者は、職務遂行に関連して知った他人の秘密を漏洩し、又は公表してはならない。

### 第6章 罰則

**第 25 条 (罰則)**

第 24 条の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

**第 1 条 (施行日)**

この法律は、公布の日から 1 年を経過した日から施行する。

附則<第 10516 号, 2011.3.30 >

(ふじわら なつと)